

一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)における取引に関する事項等について定める。

(取引会員規程等)

第2条 本取引所の取引への参加に関する事項は、取引会員規程をもって定める。

2. 本取引所は、本規程の詳細の取扱いについて業務規程細則(以下「細則」という。)により、定める。
3. 本取引所は、本規程に定める事項のほか、本取引所の運営に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(市場)

第3条 本取引所に、電気の実物取引を行うための市場を置く。

(取引の種類)

第4条 本取引所における取引の種類は、次のとおりとする。

(1) スポット取引

翌日(受渡日の前日が休業日の場合には翌々日をいい、休業日が連続する場合は同様に修正される。)に受け渡される30分単位の電気を対象として、入札の方法による実物取引により定期的実施される第2章第2節に定める取引

(2) 先渡取引

1ヶ月間(月間とは暦月を1単位とする。)または1週間(週間とは土曜日をはじめとし、次の金曜日までの7日間を1単位とする。)を通じて受け渡される電気(ただし、1ヶ月間または1週間の各日の一定時間の受け渡しが行われる場合を含む。)を対象として、入札の方法による実物取引により定期的実施される第2章第3節に定める取引

(3) 時間前取引

数時間後以降に受け渡される30分単位の電気を対象として、入札の方法による実物取引により定期的実施される第2章第4節に定める取引

(4) 掲示板取引

売買希望者が、売り取引を希望する電気、または買い取引を希望する電気を掲示し、自由に本取引所外で相互に連絡して実施される第2章第5節に定める取引

(休業日・営業日および営業時間)

第5条 本取引所は、次の各号に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日

- (4) 電気事業法第93条の定めに基づき送配電等業務支援機関として指定された一般社団法人電力系統利用協議会(以下「電力系統利用協議会」という。)の休業日(営業日以外の日をいう。)
- (5) 本取引所が休業日として定めた日
2. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
3. 本取引所は、必要があると認めるときは、取引業務の全部または一部を臨時に停止する、もしくは臨時に行うことができる。
4. 前二項の場合には、本取引所は、予めその旨を取引会員に通知する。
5. 本取引所は、第1項に規定する翌年度(年度とは、4月1日から翌年の3月31日までをいう。)の休業日を毎年度2月末までに、取引カレンダーとして公開する。
6. 本取引所の営業時間は、営業日の午前8時30分から午後6時30分までとする。

(単位等)

第6条 本規程において、代金その他を計算する場合の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

第2章 売買取引

第1節 取引共通

(取引資格)

第7条 本取引所における取引は、本取引所の取引会員規程に規定する取引会員でなければ行うことができない。

(システム売買方式による取引等)

第8条 本取引所におけるすべての取引は、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「取引システム」という。)を通じて行うものとする。なお、取引会員が取引システムを利用するために必要となる機材等については、取引会員の責任と負担において用意するものとする。

2. 取引会員は、本取引所が定める操作方法に従い、取引システムを操作しなければならない。
3. 取引会員は、取引システムの操作を通じて、本取引所の円滑な業務執行を妨げてはならない。
4. 取引会員は、当該取引会員名によって取引システムを通じて行われた取引について、一切の責めを負う。
5. 取引システムの稼働時間は、別途細則で定める。

(取引対象の電気)

第9条 本取引所において取引される電気は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 一般電気事業者が管理する流通設備(以下「電力ネットワーク」という。)を通じて受け渡されること
- (2) 取引の時点において、前号に基づく受け渡しが可能であること、または可能であることが判明していること
- (3) 取引の結果、第三者の権利を侵害するものではないこと
2. 取引会員は、前項第1号の電力ネットワークを通じて受け渡しを行うときは、電力系統利用協議会が定める電力系統利用協議会ルールおよび一般電気事業者が定める託送供給約款(以下「託送供給約款」という。)の規定を遵守するものとする。

3. 本取引所を通じて電気を売る行為は、地方税法第72条の2に規定される電気供給業にあたり、売り取引が成立した取引会員(以下「売り手」という。)が法人の場合、売り手は同法に定める電気供給業を行う法人に課せられる事業税を支払うものとする。

(売買可能量の登録)

第10条 本取引所で買い取引をしようとする取引会員は、当該買い取引の対象となる需要に関して、本取引所で買い取引を行うことができる量およびその期間を本取引所に登録しなければならない。

2. 本取引所で売り取引をしようとする取引会員は、当該売り取引の対象となる発電に関して、本取引所で売り取引を行うことができる量およびその期間を本取引所に登録しなければならない。
3. 本取引所は、第1項および第2項に従い登録された量を、第2節第1款で定義するスポット取引および第3節第2款で定義する先渡定型取引において、入札量の上限值として利用する。
4. 本取引所は、第1項および第2項に従い登録された量を、第3節第3款で定義する先渡市場取引において、第80条に定義する売買可能量の検証に利用する。
5. 取引会員は、第1項および第2項に従い登録する量(以下「登録量」という。)について、虚偽の登録をしてはならない。取引会員は、登録量に変更があった場合、遅滞なく登録量の変更の届出を行うものとする。
6. 本取引所は、本取引所の先渡定型取引において約定したことによる売買当事者の当該登録量の変更(登録量からの減算のみ)を行う。
7. 本取引所は、登録量が適正であることを証明する資料の提出を求めることができる。

(禁止行為)

第11条 取引会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
- (2) 仮装の取引をすること、または偽って自己の名を用いないで取引をすること
- (3) 自己のする取引の申込と同時に、それと同一の約定価格等において、他人が当該取引を成立させることのできる申込みをすることを予めその者と通謀のうえ、当該取引の申込みをすること
- (4) 単独でまたは他人と共同して、本取引所における取引が繁盛であると誤解させるような一連の取引または本取引所における相場を変動させるような一連の取引をすること
- (5) 本取引所における相場が自己または他人の操作によって変動する旨を流布すること

第2節 スポット取引

第1款 スポット取引

第1目 取引の実施

(スポット取引の実施方法)

第12条 本取引所が仲介を行うスポット取引では、取引の当事者が本取引所の定めるところにより、原則として翌日のある30分間に受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡期間における電気の受け渡し、および対価の授受が行われなければならない。

2. スポット取引は、本取引所が任意に定めた取引会員間に成立するものとする。ただし、スポット取引の当事者となる取引会員に対して、相手方当事者は匿名とされ、スポット取引の対象となる電気の受け渡

し、対価の授受、およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該スポット取引の当事者間の仲介を行う。

(取引前準備)

第13条 スポット取引で売り入札を行う取引会員は、次の各号に定める手続きを行わなければならない。

- (1) スポット取引に参加するまでに、売り取引対象となる電気を発電する事業者の託送供給約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾書、および託送供給の申込に必要な情報等を本取引所に提出すること
- (2) 売り対象となる電気については、当該電気を託送供給約款に規定される受電地点における計量において、他の契約より優先して仕訳されるよう整理すること

2. スポット取引で買い入札を行う取引会員は、次の各号に定める手続きを行わなければならない。

- (1) スポット取引に参加するまでに、各一般電気事業者(沖縄電力を除く。)との間で、託送供給約款に定義される原則として翌日利用分に限定された接続供給契約または振替供給契約の申込に係る託送供給の実施にともなって必要となる事項に関する契約、および当日等の利用分に限定された接続供給契約または振替供給契約の申込に係る託送供給の実施にともなって必要となる事項に関する契約を締結、または当該契約を締結したものからの委託を受けること
- (2) スポット取引に参加するまでに、各一般電気事業者(沖縄電力を除く。)との間で、スポット補給に関する契約を締結、または当該契約を締結したものからの委託を受けること
- (3) 託送供給約款に定める翌日の発電計画を提出するにあたり、スポット取引および時間前取引により成立した売買に基づき受け渡される電気の届出に関する業務等を本取引所に委託する旨の、発電計画を提出する責のあるものからの委任状を本取引所に提出すること

(実施日)

第14条 スポット取引は、原則として毎営業日に実施するものとし、営業日毎のスポット取引の実施回数およびその日に実施するスポット取引の受渡日は、理事会の決議を経て本取引所が決定し、前年度の2月末日までに取引会員に通知する。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、営業日毎の取引実施回数およびその日に実施するスポット取引の受渡日を臨時に変更することができるものとする。この場合、本取引所は予め変更後の内容を取引会員に通知する。

(商品)

第15条 スポット取引は、受け渡しの日1日を1単位として行う。取引会員は、1日を毎時0分から30分まで、および毎時30分から0分までの30分単位に48個に区切り取引を行う。この30分単位の1つを1商品という。

(取引単位)

第16条 スポット取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:500キロワット時

受渡単位:500キロワット時

(入札受付時間)

第17条 本取引所のスポット取引の入札受付時間は、次のとおりとする。ただし、第2時間帯は、1日に受渡日2日分の取引を実施する場合に設定し、第3時間帯は、1日に受渡日3日分の取引を実施する場合に設定する。

第1時間帯:午前8時30分から午前9時30分まで

第2時間帯:午前8時30分から午前11時30分まで

第3時間帯:午前8時30分から午後1時30分まで

2. スポット取引における入札は、取引実施日の5営業日前に該当する日より可能とし、取引実施日以外の営業日における入札受付時間は午前10時から午後4時までとする。
3. 入札内容は、前二項に定める受付時間内であれば随時、取り消しまたは変更を可能とする。
4. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項および第2項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通知する。
5. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、スポット取引を臨時に停止する、または休止することができる。ただし、緊急の必要性があり、かつ、理事会を直ちに招集することが困難であるときは、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者は、スポット取引を臨時に停止する、または休止することができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

(入札の方法)

第18条 入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに入力することにより行うものとする。

(登録量による入札の制限)

第19条 本取引所は、第10条に定める登録量を超える入札を受け付けない。

(決済預託金による入札の制限)

第20条 本取引所は、第48条に定める決済預託金と入札額を、本取引所の定める細則に規定する計算式により検証し、不適とする入札は受け付けない。

(臨時の入札の制限)

第21条 本取引所は、スポット取引において、公正な価格形成または取引の決済を、妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、理事会の決議を経て、当該取引を行った取引会員に対し、取引を制限することができる。

第2目 約定の処理**(約定)**

第22条 本取引所におけるスポット取引の約定処理は、売買入札量を商品毎にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。)と「買い入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とするシングルプライスオークションによる。

2. 前項の処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とする。
3. 第1項の処理の結果、約定量が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。

4. 前三項に定める約定処理の結果、電力系統利用協議会が定める管轄制御エリア(以下「エリア」という。)間の売買約定量の積算量が、電力系統利用協議会より通知される当該エリア間の連系線の空容量を超過する等の制約事項に抵触する場合は、当該連系線の利用可能な空容量を約定処理における制約条件として、エリア毎に再度約定処理を行う(以下「市場分断処理」という。)

(市場間約定代金差額)

第23条 前条第4項の市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差を市場間約定代金差額という。

2. 市場間約定代金差額は、本取引所の収入とする。

(約定の通知)

第24条 本取引所は、スポット取引の約定結果を、速やかに入札を行った取引会員に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 商品
 - (2) 売買するエリア
 - (3) 前二号毎の約定番号(注文に対する約定毎に本取引所が付与する番号)、紐つけ番号(売買取引の単位毎に本取引所が付与する番号)、約定量および約定価格
3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。

第3目 決済

(スポット取引の決済)

第25条 本取引所のスポット取引では、売り代金(売り約定量と約定価格の積)、買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所のスポット取引の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、取引をする商品の受渡日毎に締めて、これを行う。
3. 本取引所は、前項の規定にかかわらず、スポット取引を円滑にするために必要があるときは、取引会員に代って当該取引会員のスポット取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。

(決済の時期)

第26条 スポット取引の決済日は、第22条に規定する約定処理を行った日から起算して2営業日後に該当する日とする。

(買い代金の徴収方法)

第27条 買い代金および第31条に規定する買い取引にかかる売買手数料の買い取引が成立した取引会員(以下「買い手」という。)からの徴収は、決済日に本取引所が行う、本取引所が指定する銀行の取引会員の預金口座からの振替(口座引落とし)をもって行われるものとする。

(売り代金の交付方法)

第28条 売り代金の売り手への交付および第31条に規定する売り取引にかかる売買手数料の徴収は、決済日に本取引所が、売り代金から売り取引にかかる売買手数料を控除した残額を当該取引会員に交付する

と同時に、当該取引会員がこの交付する額と同額を求償預託金として本取引所に預託することをもって行われるものとする。

(遅延利息)

第29条 取引会員は、所定の期日までに本取引所から請求された金額を支払わない場合、その期日の翌日から支払日まで年14%の割合による遅延利息を支払うものとする。

(消費税相当額)

第30条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税。以下同じ。)につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、売り手に交付する。

2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第31条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、売り手および買い手の双方から別途細則で定める売買手数料を徴収する。

2. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。
3. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。

第4目 受け渡し

(受け渡しの原則)

第32条 スポット取引で約定した電気の受け渡しは、第9条第2項に規定する事項を遵守し、電力ネットワークを通じて行う、または行わせるものとする。

(受渡日時)

第33条 スポット取引によって売買の成立した商品の受渡日時は、本取引所が当該商品に定める受渡日および受渡時間とする。

(受渡場所)

第34条 売り手は、発電場所と電力ネットワークとの接続点(以下「受電地点」という。)において、商品を引き渡すもの、または引き渡しを行わせるものとみなす。

2. 買い手は、受電地点において商品を引き受けるもの、または引き受けを行わせるものとみなす。
3. 所有権および危険負担は、受電地点をもって売り手から買い手に移転するものとする。

(受渡場所の届出)

第35条 売り手は、本取引所からのスポット取引の約定結果の通知後、別途細則で規定する期間までに、約定した商品毎に受電地点および発電する電力量を本取引所に届け出るものとする。

2. 買い手は、本取引所からの約定結果の通知後、別途細則で規定する期間までに、約定した商品毎に、小売を行う事業者名および供給する電力量を本取引所に届け出るものとする。
3. 前二項の届出は、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「受渡システム」という。)を通じて行うものとする。

(発電計画電力量の変更)

第36条 売り手は、第35条第1項で届け出た発電する電力量を変更する必要がある場合は、受渡システムを通じて速やかに変更の届け出を行い、その結果を受渡システムに入力しなければならない。

(受渡システムの利用等)

第37条 取引会員が受渡システムを利用するために必要となる機材等については、取引会員の責任と負担において用意するものとする。

2. 取引会員は、本取引所が定める操作方法に従い、受渡システムを操作しなければならない。
3. 取引会員は、受渡システムの操作を通じて、本取引所の円滑な業務執行を妨げてはならない。
4. 取引会員は、当該取引会員名によって受渡システムを通じて行われた操作について、一切の責めを負う。
5. 受渡システムの稼働時間は、別途細則で定める。

(スポット優先の登録)

第38条 買い手は託送供給約款に規定される翌日発電計画において、スポット取引で約定した電気の全てを計画に編入し、その計画を通知し、または通知させなければならない。

2. 前項において、スポット取引で約定した電気は仕訳順位を最優先にて登録し、または登録させなければならない。
3. 前二項の登録において、売り手は、スポット取引で約定した電気の仕訳順位が最優先にて登録されることに同意し、または同意させなければならない。

(計量)

第39条 商品の受け渡しは、一般電気事業者の送電部門または配電部門による受電地点の計量値をもって確認する。

2. 計量値は一般電気事業者の送電部門または配電部門が作成する請求書および算定根拠データまたはそれらに代わるものの送付をもって確定するものとする。
3. 前項に定める請求書および算定根拠データまたはそれらに代わるものは、一般電気事業者の送電部門または配電部門から本取引所、当該商品の買い手および売り手に、直接または本取引所を介して通知されるものとする。
4. 前条の規定に基づき、1発電所において、複数のスポット取引にて約定した電気の発電計画が登録され、第1項に規定する計量値の算定において、当該複数発電計画の仕訳が必要となった場合、仕訳の方法は登録量に比例した按分によるものとする。また、この方法により按分できない最小単位量については、本取引所がその帰属先を任意に定める。

(受渡諸費用の分担)

第40条 受け渡しにおける託送にかかる費用の負担は、発電場所から受電地点までを売り手、受電地点から電力ネットワークを通じて供給地点に至るまでを買い手の負担とする。

(渡し債務の不履行)

第41条 買い手の事由による引受けの不履行および第42条の不可抗力の場合を除き、第24条第2項の規定に基づき通知された単位毎の約定量に対して、第35条第1項の規定に基づき売り手が届け出た受電地点毎の計量値の合計値(但し、第35条第2項で届け出られた電力量(第36条で変更された場合は、変更後の値とする。)の合計値を上限とする。)が不足する場合、売り手の渡し債務の不履行とする。但し、不足する量について、第4節で定める時間前取引を利用し代替調達した場合は除く。

2. 前項の単位毎の約定量から受電地点毎の計量値の合計値(但し、第35条第2項で届け出られた電力量(第36条で変更された場合は、変更後の値とする。)の合計値を上限とする。)を減じた量に、第36条で発電する電力量を変更し、かつ変更によって減少した量について、第4節で定める時間前取引を利用し代替調達した場合は、代替調達した約定量を減じた量を渡し不足量といい、第45条に定める弁済の対象とする。

(不可抗力)

第42条 次の号に定める事由により、約定した電気の全部または一部の受け渡しができなかった場合、受け渡しができなかった売り手は本取引所を通じて当該量にかかる売買代金(消費税相当額を含む。)を受け渡されなかった買い手に返還しなければならない。

- (1) 託送供給約款における給電指令の実施等により電気の使用を制限または中止される場合(但し、当該給電指令によって制限または中止によって不足する電力の補給が、一般電気事業者の定める給電指令時補給電力要綱によりなされる給電指令の実施時に限る。)
2. 前項に定める返還すべき売買代金は、本取引所が、その金額と明細を売り手および買い手の双方に確認した後、売り手に請求し、買い手に交付する。
3. 前項の請求および交付は、本取引所が第1項の事由を確認した日の属する月内に行う。

(給電指令時および天災地変等の補給電力にかかる補償)

第43条 前条第1項第1号以外の給電指令の実施、または天災地変等(ただし、別途細則で定める基準をもとに理事会が本項の適用を認めた場合に限る。)により、売り手が電気の全部または一部の引き渡しができないため、第45条に定める賠償弁済額を支払わなければならない場合、本取引所は売り手からの申請に基づき、別途細則で定める額(以下「給電指令時および天災地変等時補償金」という。)の交付の金額を決定する。

2. 本取引所は前項の決定後、遅滞なく決定内容を申請のあった売り手に通知のうえ、当該決定内容に基づき給電指令時および天災地変等時補償金を交付する。

(損害賠償)

第44条 スポット取引のいずれかの当事者である取引会員に、第41条に規定する渡し債務の不履行以外の損害が発生し、当該取引会員がその損害賠償を相手方に請求しようとする場合、当該取引会員は、仲介人である本取引所に、相手方に対する損害賠償の請求を依頼することができる。

2. 前項の損害賠償については、請求のある都度、速やかに理事会において損害賠償の可否、その金額および賠償の期限等を決定する。

(渡し不足量に対する賠償弁済額)

第45条 第41条第1項の場合、売り手は本取引所に対し、同条第2項に規定する不足量について、本取引所が別途細則で定める額を支払わなければならない。

2. 第41条第1項の場合、本取引所は買い手に対し、同条第2項に規定する不足量について、本取引所が別途細則で定める額を交付する。
3. 前二項で算出される額は消費税相当額を含むものとする。
4. 第1項の本取引所が売り手に請求する額の総額と第2項の本取引所が買い手に交付する額の総額の差額は、本取引所の収入または支出とする。
5. 第1項の請求および第2項の交付は、第41条第1項の渡し不履行の事実を確認した日の属する月内に行う。

(近接性評価割引額等の請求および交付)

第46条 本取引所は、第35条第1項に従って届け出られた受電地点および当該売買に紐づく買い手のエリアが別途細則で規定する組合せの場合(ただし、第35条第2項に従って届け出られた小売を行う事業者が別途細則で定める事業者である場合を除く。)、第35条第1項にて届け出られた当該受電地点の発電する電力量を上限として、計量された発電量に別途細則で規定する値を乗じて算出された額を当該売買の買い手に請求し、同額を当該売買の売り手に交付する。

2. 前項で算出される額は消費税相当額を含むものとする。
3. 第1項の請求および交付は、計量値の確定の日から起算して30日以内に行う。

第5目 預託金等**(預託金等)**

第47条 本取引所は、スポット取引に伴い取引会員に発生した債務の弁済および損害賠償の担保として、預託金の預託を取引会員に請求することができる。

(決済預託金)

第48条 取引会員は、スポット取引における買い取引を希望する場合には、本取引所に決済預託金を預託しなければならない。

2. 前項の本取引所に預託しなければならない額は、本取引所が別段定めない限り、取引会員が自ら設定するものとする。
3. 本取引所は、取引会員から預託された決済預託金の確認後、速やかに本取引所で管理する当該会員の決済預託金額の更新を行う。
4. 本取引所は、取引会員からの請求がある場合には、毎月月末締めで翌月に決済預託金の払戻を行う。
5. 決済預託金は、現金をもって預託しなければならない。ただし、本取引所が指定する保証契約をもって、決済預託金の全部または一部に代えることができる。

(求償預託金)

第49条 取引会員は、スポット取引における売り取引を希望する場合には、本取引所に求償預託金を預託しなければならない。

2. 本取引所は、スポット取引における売り代金から売り取引にかかる手数料およびそれにかかる消費税相当額を控除した残額の交付を、決済日における求償預託金の預託に代える。
3. 本取引所は、原則として毎月月末締めで翌月に求償預託金の払戻を行う。ただし、本取引所は、必要と認める場合は、求償預託金の全部または一部の払戻しを行わないことができる。
4. 前項の払戻時に第45条および第119条で定める賠償弁済額の請求がある場合、本取引所は、求償預託金から当該賠償弁済額、賠償弁済にかかる手数料およびそれにかかる消費税相当額を差引き相殺したうえで、その残額につき求償預託金の払戻を行うことができる。

(現金に対する利息)

第50条 本取引所は、第48条に規定する決済預託金および前条に規定する求償預託金を銀行預金または郵便貯金に預け入れて運用することができ、これにより生じた利子相当額は、本取引所の収入とする。

第6目 情報の開示

(通知する情報)

第51条 本取引所は、約定処理後速やかに、次号に定めるスポット取引に関する情報を取引会員に通知する。

- (1) 商品毎の市場分断処理を行わない場合の約定価格と約定量。この約定価格をシステムプライスという。
 - (2) 商品毎の分断されたエリア名とエリア単位の約定価格、約定量。ただし、別途細則に定める条件に満たない場合は、別途細則で定める公開方法により行うものとする。
2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第3節 先渡取引

第1款 定義

(先渡取引の実施方法)

第52条 本取引所が仲介および約定処理を行う先渡取引では、取引会員が本取引所の定めるところにより第4条第1項第2号に基づく1ヶ月間または1週間(以下「先渡受渡期間」という。)を通じて受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡期間における電気の受け渡し、および代金の授受等が行われなければならない。

(取引の種類)

第53条 先渡取引は、受け渡しの型によって次の各号の種類があるものとする。

- (1) 約定までを本取引所が仲介し、約定後は、当該取引の当事者間の契約において電気の受け渡し、および代金の授受等が行われる取引(以下「先渡定型取引」という。)
 - (2) 約定から電気の受け渡しおよび代金の授受まで、取引にかかる全事項について本取引所が仲介し、本取引所の定める方法により行われる取引(以下「先渡市場取引」という。)
2. 前項の先渡定型取引と先渡市場取引にはそれぞれ、受渡期間における日ごとの受け渡しを行う時間帯により次の各号の種類がある。
- (1) 先渡受渡期間の全日の24時間の間一定の出力の電気を受け渡す取引(以下「24時間型」という。)
 - (2) 先渡受渡期間について、本取引所の定める日を除いた全日の午前8時から午後10時までの間一定の出力の電気を受け渡す取引(以下「昼間型」という。)

(取引の期間)

第54条 先渡受渡期間の1単位および前条に規定する受け渡しの型毎を1商品と呼び、商品毎の取引の期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 先渡受渡期間について、1ヶ月を単位とする商品は、受渡の対象となる暦月の前年同月の最初の営業日を取引の開始日とし、受渡の対象となる暦月の前々月の19日(19日が休業日の場合、その直前の営業日)を取引の終了日とする。
- (2) 先渡受渡期間について、1週間を単位とする商品は、受渡期間の最初の日の属する月の前々月の20日(20日が休業日の場合、その直後の営業日)を取引の開始日とし、取引の終了日は、次のとおりとする。

先渡定型取引で取引される商品は、受渡期間の最初の日の9営業日前に該当する日

先渡市場取引で取引される商品は、受渡期間の最初の日を受け渡しの対象の日とするスポット取引実施日の2営業日前に該当する日

2. 商品毎の取引期間は、取引開始日の属する年度の前年度2月末までに取引会員に通知する。
3. 本取引所は、必要があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、理事会の決議を経て、商品毎の取引期間を変更することができる。変更する場合には、本取引所は予めその旨を取引会員に通知する。

第2款 先渡定型取引

第1目 取引の用意

(売買基本契約の締結)

第55条 本取引所の先渡定型取引を行おうとする取引会員は、取引の開始に先立ち、自らが取引を希望する他の取引会員との間で、本取引所での約定と同時に当該約定量の電気を当該約定価格で売買する売買契約が成立したもとのとする旨の、継続的売買取引の基本となる契約(以下「売買基本契約」という。)を締結しなければならない。

2. 取引会員は、前項の売買基本契約において、本取引所が別途細則に定める必要的規定事項について規定しなければならない。
3. 取引会員は、第1項の売買基本契約の締結後、速やかに売買基本契約書の写し1通を本取引所に提出しなければならない。また、当該契約を変更または終了する場合、変更については、変更後の売買基本契約書または変更内容を規定する書面の写し1通を、終了については、終了する年月日を、速やかに本取引所に提出または通知しなければならない。
4. 取引会員は、売買基本契約を締結しない取引会員との間においては、本取引所の先渡定型取引を成立させてはならない。
5. 前項にかかわらず売買基本契約を締結しない取引会員との間において、本取引所の取引システムにより第64条に規定する約定が行われた場合、当該売買取引は成立しないものとする。ただし、この場合でも本取引所は、第67条に定める売買手数料を両当事者より徴収する。

(与信値の登録)

第56条 本取引所の先渡定型取引を行う取引会員は、売買基本契約を締結した相手方の信用能力の範囲内での売買取引が可能となるよう、与信値を設定することができる。

2. 前項の与信値は、売りおよび買いそれぞれに対して設定することができる。
3. 前二項の与信値は、取引会員の自らの責任において設定することとし、本取引所は、取引会員が行った与信値の設定について、一切の責めを負わない。

(与信値の変更)

第57条 前条の与信値の変更は、取引システムの稼働時間内にこれを行うことができる。

2. 前項の与信値の変更は、第64条第4項の託送可否の判定を行っている注文に対しては効力を及ぼさないものとする。

第2目 市場

(立会時)

第58条 先渡定型取引における本取引所が行う売り注文と買い注文の合致処理(以下「立会」という。)は、毎営業日に行い、その午前に行う立会を前場、午後に行う立会を後場という。

2. 先渡定型取引の立会は、場毎に次の時間開場する。

前場:午前10時から正午まで

後場:午後1時から午後3時まで

3. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、前項の前場および後場の開始時刻および終了時刻を早めるまたは遅らせることができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員に変更後の時刻を通知する。
4. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、前場、後場または双方を臨時に停止する、または休止することができる。ただし、緊急の必要性があり、かつ、理事会を直ちに招集することが困難であるときは、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者は、前場、後場または双方を臨時に停止する、または休止することができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

(入札可能時間、取消可能時間および立会前処理)

第59条 取引会員は、前条の前場または後場に注文する、または注文の取消を行うことができる。

2. 前場、後場それぞれにおいて、約定されなかった注文は次の場まで残置する。
3. 前二項にかかわらず、取引会員は立会時間以外にも注文の取消を行うことができる。
4. 本取引所は前場に先だって、連系線の託送可否情報を更新し、更新に伴う約定の処理を行う。

第3目 入札の方法

(取引単位)

第60条 先渡定型取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:30分単位で500キロワット時

受渡単位:30分単位で500キロワット時

(登録量による入札の制限)

第61条 本取引所は、先渡定型取引において、第10条により登録された登録量を超える入札を受け付けない。

(臨時の入札の制限)

第62条 本取引所は先渡定型取引において、公正な価格形成または取引の決済を妨げる、または妨げるおそれがあると認めるときは、理事会の決議を経て、当該取引を行った取引会員に対し、取引を制限することができる。

(入札方法)

第63条 取引会員は、先渡定型取引において、通常注文の他に全量約定制約条件付注文(注文量が全て約定されることを約定の条件に追加した注文)、アイスバーグオーダー(取引希望量を自動的に分割して入札する注文)のいずれかを指定することができる。

第4目 取引契約の締結**(取引の約定方法)**

第64条 先渡定型取引は商品毎にザラバ方式により約定する。

2. 約定価格は、約定した売買入札のうち、先行して入札された価格とする。
3. 本取引所は、各取引会員の設定する与信値の範囲内に限り、約定させる。
4. 異なるエリアの売買注文が約定の候補となった場合は、電力系統利用協議会に当該売買に関するエリア間の連系線の託送可否の確認を行うため、以降の約定処理を一時的に停止する。確認後、託送可能と回答を得た範囲内に限り、当該注文を約定させる。その後、直ちに一時停止した約定処理を再開する。
5. 前二項の約定は、本取引所が、取引会員の売り注文と買い注文の約定処理を完了させた時点で成立する。
6. 第4項に定める託送可否の問合せの間の約定処理の一時停止中も本取引所は新規入札、取消等の注文を受け付ける。約定処理の再開後は、取消注文、約定注文の順に、また取消注文、約定注文それぞれの中での注文の受付時刻順に各注文を処理する。
7. 第4項において、連系線の託送可否の確認を行い、一度でも全部もしくは一部が託送不可能と回答を得たエリア間における約定候補については、その1日中に限り、再度の問合せを行わず、託送不可能と判定する。

(約定の通知)

第65条 本取引所は、売買の約定後、速やかに当該取引会員に約定結果を通知する。

2. 前項で通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 注文番号
 - (2) 約定番号
 - (3) 商品
 - (4) 約定年月日・時刻
 - (5) 相手先取引会員名
 - (6) 相手先エリア
 - (7) 約定価格、約定量および約定金額

(売買契約の締結)

第66条 本取引所での売買の約定処理が完了した場合には、売買当事者は、第55条に基づき締結した売買基本契約の定めに従い、売買の契約を締結したものとする。

2. 本取引所は、前項に定める売買の契約および当該契約から派生する受け渡し、売買代金の精算等に関する事項に関して、一切の責めを負わない。

3. 前項の受け渡しおよび代金の精算については、原則として約定した商品の第53条第2項に定める受け渡しの型および約定量が受け渡され、約定価格と約定量の積である約定代金が対価として授受されるものとする。

第5目 売買の整理

(売買手数料の徴収)

第67条 本取引所は、先渡定型取引について別途細則で定める手数料を徴収する。

2. 前項の手数料に賦課される消費税相当額は、手数料を負担する者が支払う。
3. 本取引所は、第1項の手数料およびこれにかかる消費税相当額について、毎月月末締めで計算書を作成し、売買取引を行った取引会員に請求する。
4. 第2項の計算にあたっては、手数料を課税標準とし、税率は第64条で規定する約定処理を行った日のものとして算出した金額とする。

第6目 情報の開示

(市況の通知)

第68条 本取引所は、次の各号に定める情報を取引会員に通知する。

- (1) 商品毎の最新の約定価格および約定量
2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第3款 先渡市場取引

第1目 市場

(立会時)

第69条 先渡市場取引における本取引所が行う売り注文と買い注文の合致処理(以下「立会」という。)は、毎営業日に行い、その午前に行う立会を前場、午後に行う立会を後場という。

2. 先渡市場取引の立会は、場毎に次の時間開場する。
前場:午前10時から正午まで
後場:午後1時から午後3時まで
3. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、前項の前場および後場の開始時刻および終了時刻を早めるまたは遅らせることができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員に変更後の時刻を通知する。
4. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、前場、後場または双方を臨時に停止する、または休止することができる。ただし、緊急の必要性があり、かつ、理事会を直ちに招集することが困難であるときは、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者は、前場、後場または双方を臨時に停止する、または休止することができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

第2目 入札の方法

(入札可能時間、取消可能時間および立会前処理)

第70条 取引会員は、前条の前場または後場に注文する、または注文の取消を行うことができる。

2. 前場において、約定されなかった注文は次の場まで残置する。

(取引単位)

第71条 先渡市場取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:30分単位で500キロワット時

受渡単位:30分単位で500キロワット時

(臨時の入札の制限)

第72条 本取引所は先渡市場取引において、公正な価格形成または取引の決済を妨げる、または妨げるおそれがあると認めるときは、理事会の決議を経て、当該取引を行った取引会員に対し、取引を制限することができる。

(入札方法)

第73条 取引会員は、先渡市場取引において、商品毎に希望する売値または買値と量、および受け渡しを行うエリアを指定して入札する。

第3目 約定の成立

(取引の約定方法)

第74条 先渡市場取引は商品毎にザラバ方式により約定する。

2. 前項の約定は、本取引所が、取引会員の売り注文と買い注文の約定処理を完了させた時点で成立する。
3. 約定価格は、約定した売買入札のうち、先行して入札された価格とする。

(約定の通知)

第75条 本取引所は、売買の約定成立後、速やかに当該取引会員に約定結果を通知する。

2. 前項で通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 注文番号
 - (2) 約定番号
 - (3) 商品
 - (4) 約定年月日・時刻
 - (5) 約定価格、約定量および約定金額

第4目 売買の整理

(売買の整理)

第76条 本取引所は、別途細則で定める期間を1計算単位として、取引会員毎の売買量、売買代金および売買手数料を確認のうえ、当該取引会員毎に通知する。

(基準価格)

第77条 前条の1計算単位の終了時点における商品毎の最新約定価格をその計算単位におけるその商品の基準価格とする。

(商品基準時差額)

第78条 1計算単位の終了時点時において、取引会員毎に、商品毎の売買代金の和(売り代金の和から買い代金の和を引いた値)から、商品毎に保持している売買量の和(売りを正、買いを負の値として計算した和)に当該商品の基準価格を乗じた額(以下、「商品基準時金額」という。)を減じた額を、当該会員の商品基準時差額という。

2. 本取引所は、取引会員毎に、決済が終了していない商品の商品基準時差額を合計し、計算単位終了日の翌営業日までに取引会員に通知する。

(預託金の預け入れ)

第79条 前条の合計額が負の値の場合、当該取引会員は前項の合計額の絶対値に本取引所が定める取引会員毎の係数(以下、「先渡取引預託係数」という。)を乗じた値以上の金額を、前項の通知後2営業日以内に本取引所に預け入れなければならない。

2. 前項の預け入れは、第48条の決済預託金の預託をもって預け入れがなされているものとする。

(売買可能量の検証)

第80条 本取引所は、1計算単位の終了時点時において、各取引会員の商品、エリア毎に保持している売買量を合算した値が、当該商品の受渡期間を通じて第10条で登録する自己の売買可能量を超過していないか確認する。

2. 前項で本取引所が超過していることを確認した場合、本取引所は計算単位終了日の翌営業日までに当該取引会員に、期限を設定して、売買量の合算値が売買可能量を超過しないように是正する旨、勧告する。
3. 前項の期限を過ぎてなお売買可能量超過の状態が是正されない場合、本取引所が、当該取引会員を代行して、本取引所の市場を通じて売買を行うことにより、速やかに売買可能量超過の状態を解消する。
4. 前項の本取引所が代行して行う売買により解消された超過量は、本目の定めに従い、約定通知、約定の整理および決済がなされるものとする。また、前項の売買可能量超過の状態を解消する手続きに要した費用として、当該取引会員は、別途細則で定める金額を本取引所に支払わなければならない。

(受け渡し)

第81条 先渡市場取引で取引される各商品の取引終了後、各取引会員がエリア毎に保持している当該商品の売買量は、本取引所スポット取引を通じて受け渡しを行う。

2. 前項において、各取引会員の保持している売買量が売りの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて30分単位に、エリア別に、当該売買量のうち買いの量を上回る売りの量の売り入札を行う。
3. 第1項において、各取引会員の保持している売買量が買いの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて30分単位に、エリア別に、当該売買量のうち売りの量を上回る買いの量の買い入札を行う。
4. 第2項および第3項の入札は、本取引所が当該商品の受渡期間内の日ごとに当該日を受け渡しの対象とするスポット取引の実施日の1営業日前に、当該取引会員に代わり実施する。本取引所は、この代行入札に際し、当該取引会員の保持する売買量を確認のうえ、当該取引会員に通知する。

5. 前項に従い本取引所が代行する入札価格は、スポット取引における他の入札より優先して約定する価格とする。
6. 第3項における第4項の入札の代行において、第20条に定める決済預託金による入札の制限を行わない。
7. 第2項および第3項のいずれかに該当する取引会員は、第17条第3項を準用し、第5項で本取引所が代行した入札量を減じることができる。
8. 第2項および第3項の入札により約定した後は、第2節で定めるスポット取引に入札し、約定した電気と同様に、第2節第1款第3目の決済、第4目の受け渡し、第5目の預託金等および第6目の情報の開示で定める事項に従うものとする。
9. スポット取引を利用して受け渡しを行った量に関するスポット取引の売買代金および売買手数料は、第2節第1款第3目の決済で定められるとおり、対象となる取引会員に交付または対象となる取引会員より徴収される。
10. 本取引所は、第83条の売買代金の決済時に、スポット取引を通じた受け渡しにかかる費用を精算する。この精算にあたり、前項のスポット取引の売買代金に相当する金額は、各時間帯単位で各取引会員の保持する売買量のうち、売りの量が買いの量を上回る場合は、スポット取引におけるシステムプライスに、買いの量を上回る売りの量を乗じた金額を対象となる取引会員より徴収することにより調整する。買いの量が売りの量を上回る場合は、スポット取引におけるシステムプライスに、売りの量を上回る買いの量を乗じた金額を対象となる取引会員に交付することにより調整する。

第5目 決済

(決済)

第82条 本取引所の先渡市場取引では、売買代金および売買手数料を決済対象とする。

2. 前項の売買代金および売買手数料の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、先渡市場取引の約定の単位毎に締めて、これを行う。
3. 本取引所は、本目の規定にかかわらず、先渡市場取引を円滑にするために必要があるときは、取引会員に代って当該取引会員の先渡市場取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。

(売買代金の決済)

第83条 先渡市場取引の売買代金の決済は、商品毎に行う。

2. 商品毎の売買代金を当該商品の受渡日数で除した金額を、受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日と同日に決済する。
3. 前項で商品毎に計算した決済金額は、決済日毎に集約し、第81条第10項に従い計算された額とあわせて徴収または交付する。
4. 本取引所は、前項に従い算出された額を課税標準として、消費税相当額を賦課する。税率は受渡日のものとする。
5. 本取引所は、第3項の徴収を、第27条で登録された取引会員の預金口座からの振替(口座引落とし)をもって行う。
6. 本取引所は、第3項の交付を、交付する額と同額を求償預託金として本取引所に預託することをもって行う。

(売買手数料の決済)

第84条 本取引所は、先渡市場取引について別途細則で定める手数料を徴収する。

2. 先渡市場取引の売買手数料および消費税相当額は、第76条で定める計算期間毎に月単位にまとめて決済する。
3. 前項は、毎月月末締めで、月末日が期中の計算期間を除き、すでに終了している計算期間の売買手数料を積算し、翌月の月初3営業日に該当する日に行う。
4. 前項の手数料の徴収は、決済日に第27条で登録された取引会員の預金口座からの振替(口座引落とし)をもって行われるものとする。

(遅延利息)

第85条 取引会員が、所定の期日までに、本目の定めに従い本取引所から請求された金額を支払わない場合、第29条を準用する。

第6目 情報の開示**(市況の通知)**

第86条 本取引所は、次の各号に定める情報を取引会員に通知する。

- (1) 商品毎の最新の約定価格および量
- (2) 商品毎の計算単位終了時点での別途細則で定めるエリア間の約定量の差
- (3) 商品の取引終了日に、1営業日前の取引終了時点での別途細則で定めるエリア間の約定量の差
- (4) 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第4節 時間前取引**第1款 時間前取引****第1目 取引の実施****(時間前取引の目的)**

第87条 時間前取引の目的は、系統利用者が一般電気事業者に提出する翌日計画策定後の発電不調や需要急増による不測の発電力不足に対する補給調達の場合とすることである。

2. 取引会員は、前項に定める目的に反する入札を実施してはならない。

(時間前取引の実施方法)

第88条 本取引所が仲介を行う時間前取引では、取引の当事者が本取引所の定めるところにより、数時間後以降のある30分間に受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡時間における電気の受け渡し、および対価の授受が行われなければならない。

2. 時間前取引は、本取引所が任意に定めた取引会員間に成立するものとする。ただし、時間前取引の当事者となる取引会員に対して、相手方当事者は匿名とされ、時間前取引の対象となる電気の受け渡し、対価の授受、およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該時間前取引の当事者間の仲介を行う。

(取引前準備)

第89条 時間前取引で売り入札を行う取引会員は、次の各号に定める手続きを行わなければならない。

- (1) 時間前取引に参加するまでに、売り取引対象となる電気を発電する事業者の託送供給約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾書、および託送供給の申込に必要な情報等を本取引所に提出すること
 - (2) 売り対象となる電気については、当該電気を託送供給約款に規定される受電地点における計量において、本取引所のスポット取引における売買契約より劣後し、スポット取引における売買契約を除いた他の契約より優先して仕訳されるよう整理すること
2. 時間前取引で買い入札を行う取引会員は、次の各号に定める手続きを行わなければならない。
- (1) 時間前取引に参加するまでに、各一般電気事業者（沖縄電力を除く。）との間で、託送供給約款に定義される本取引所時間前取引分に限定された接続供給契約または振替供給契約の申込に係る託送供給の実施にともなって必要となる事項に関する契約を締結、または当該契約を締結したものからの委託を受けること
 - (2) 託送供給約款等に定める翌日の発電計画の提出後に提出する発電計画の提出にあたり、時間前取引により成立した売買に基づき受け渡される電気の届出に関する業務等を本取引所に委託する旨の、発電計画を提出する責のあるものからの委任状を本取引所に提出すること

(実施日)

第90条 時間前取引は、原則として毎営業日に実施するものとする。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その日の時間前取引の全部または一部の実施を中止することができるものとする。この場合、本取引所は予め中止する場を取引会員に通知する。

(取引の単位および商品)

第91条 時間前取引は、約定処理の単位を1単位として行う。取引会員は、毎時0分から30分まで、および毎時30分から0分までの30分単位に区切り取引を行う。この30分単位の1つを1商品という。

2. 時間前取引の約定処理は、次のとおり実施する。

第1場: 約定処理日の午後1時から午後5時までの商品を約定処理の対象とする

第2場: 約定処理日の午後5時から午後9時までの商品を約定処理の対象とする

第3場: 約定処理日の午後9時から約定処理日翌日の午後1時までの商品を約定処理の対象とする

(取引単位)

第92条 時間前取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値: 1キロワット時

呼値の単位: 0.01円

取引単位: 500キロワット時

受渡単位: 500キロワット時

(入札受付時間)

第93条 本取引所の時間前取引の入札締切時刻は、次のとおりとする。

第1場: 午前9時

第2場: 午後1時

第3場: 午後5時

2. 時間前取引における売り入札については、取引実施日(約定処理日)の5営業日前に該当する日の午前10時を入札の受付開始時刻とする。
3. 時間前取引における買い入札については、受渡日の前日の午後4時を入札の受付開始時刻とする。
4. 入札内容は、前三項に定める受付時間内であれば随時、取り消しまたは変更を可能とする。
5. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項の入札受付締切時刻を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付締切時刻を取引会員に通知する。
6. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、時間前取引を臨時に停止する、または休止することができる。ただし、緊急の必要性があり、かつ、理事会を直ちに招集することが困難であるときは、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者は、時間前取引を臨時に停止する、または休止することができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

(入札の方法)

第94条 入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに入力することにより行うものとする。

2. 買い入札は、希望する価格および量とあわせて、買った電気を小売する事業者および買う理由を取引システムに入力する。
3. 前項によらず、スポット取引で売った電気の発電不調による代替調達を希望する場合は、希望する価格および量とあわせて、不調となったスポット取引の紐つけ番号を入力する。
4. 売り入札は、希望する価格および量とあわせて、売った電気を発電する発電所または発電所群を取引システムに入力する。

(同時最大受電電力による売り入札の制限)

第95条 本取引所は、発電所または発電所群毎にその発電所または発電所群の同時最大受電電力を超える売り入札を受け付けない。

(臨時の入札の制限)

第96条 本取引所は、時間前取引において、公正な価格形成または取引の決済を、妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、理事会の決議を経て、当該取引を行った取引会員に対し、取引を制限することができる。

第2目 約定の処理

(約定)

第97条 本取引所における時間前取引の約定処理は、売買入札量を商品毎にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。)と「買い入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とするシングルプライスオークションによる。

2. 前項の処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とする。
3. 第1項の処理の結果、約定量が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。
4. 前三項に定める約定処理の結果、電力系統利用協議会が定めるエリア間の売買約定量の積算量が、電力系統利用協議会より通知される当該エリア間の連系線の空容量を超過する等の場合、または系統運用面からの制約事項に抵触する場合は、市場分断処理を行う。

(市場間約定代金差額)

第98条 前条第4項の市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差を市場間約定代金差額という。

2. 市場間約定代金差額は、本取引所の収入とする。

(約定処理の中止)

第99条 本取引所は、以下の場合、時間前取引の約定処理の全部または一部を中止する。

- (1) 売り入札または買い入札の両方またはどちらか一方がない場合
 - (2) 電力系統利用協議会から時間前取引にかかる業務の全部または一部の中止の連絡を受けた場合
2. 本取引所は、前項により約定処理を中止した場合、速やかに中止した旨およびその理由を取引会員に通知する。

(約定の通知)

第100条 本取引所は、時間前取引の約定結果を、速やかに入札を行った取引会員に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 商品
 - (2) 売買するエリア
 - (3) 発電所コード、または小売事業者コードもしくは代替購入元の紐付け番号
 - (4) 前三号毎の約定番号(注文に対する約定毎に本取引所が付与する番号)、紐つけ番号(売買取引の単位毎に本取引所が付与する番号)、約定量および約定価格
3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。

第3目 決済**(時間前取引の決済)**

第101条 本取引所の時間前取引では、売り代金(売り約定量と約定価格の積)、買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所の時間前取引の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、時間前取引の場毎に締めて、これを行う。
3. 本取引所は、前項の規定にかかわらず、時間前取引を円滑にするために必要があるときは、取引会員に代って当該取引会員の時間前取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。

(決済の時期)

第102条 時間前取引の決済日は、第97条に規定する約定処理を行った日から起算して2営業日後に該当する日とする。

(買い代金の徴収方法)

第103条 買い代金および第107条に規定する買い取引にかかる売買手数料の買い手からの徴収は、決済日に本取引所が行う、本取引所が指定する銀行の取引会員の預金口座からの振替(口座引落とし)をもって行われるものとする。

(売り代金の交付方法)

第104条 売り代金の売り手への交付および第107条に規定する売り取引にかかる売買手数料の徴収は、決済日に本取引所が、売り代金から売り取引にかかる売買手数料を控除した残額を当該取引会員に交付すると同時に、当該取引会員がこの交付する額と同額を第49条で規定する求償預託金として本取引所に預託することをもって行われるものとする。

(遅延利息)

第105条 取引会員は、所定の期日までに本取引所から請求された金額を支払わない場合、その期日の翌日から支払日まで年14%の割合による遅延利息を支払うものとする。

(消費税相当額)

第106条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、売り手に交付する。

2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第107条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、売り手および買い手の双方から別途細則で定める売買手数料を徴収する。

2. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。
3. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。

第4目 受け渡し

(受け渡しの原則)

第108条 時間前取引で約定した電気の受け渡しは、第9条第2項に規定する事項を遵守し、電力ネットワークを通じて行う、または行わせるものとする。

(受渡日時)

第109条 時間前取引によって売買の成立した商品の受渡日時は、本取引所が当該商品に定める受渡日および受渡時間とする。

(受渡場所)

第110条 売り手は、発電場所と電力ネットワークとの接続点(以下「受電地点」という。)において、商品を引き渡すもの、または引き渡しを行わせるものとみなす。

2. 買い手は、受電地点において商品を引き受けるもの、または引き受けを行わせるものとみなす。
3. 所有権および危険負担は、受電地点をもって売り手から買い手に移転するものとする。

(発電計画電力量の変更)

第111条 売り手は、売った電力量に対し、発電機等の不具合等により発電する電力量を変更する必要がある場合は、受渡システムを通じて速やかに変更の届け出を行い、その結果を受渡システムに入力しなければならない。

(優先順位の用意)

第112条 買い手は託送供給約款に規定される発電計画において、時間前取引で約定した電気の全てを計画に編入し、その計画を通知し、または通知させなければならない。

2. 前項において、時間前取引で約定した電気は仕訳順位をスポット取引に次ぐ順位で、かつ、スポット取引を除く他の契約に優先する順位に登録し、または登録させなければならない。
3. 前二項の登録において、売り手は、時間前取引で約定した電気の仕訳順位がスポット取引に次ぐ順位で、かつ、スポット取引を除く他の契約に優先する順位にて登録されることに同意し、または同意させなければならない。

(計量)

第113条 商品の受け渡しは、一般電気事業者の送電部門または配電部門による受電地点の計量値をもって確認する。

2. 計量値は一般電気事業者の送電部門または配電部門が作成する請求書および算定根拠データまたはそれらに代わるものの送付をもって確定するものとする。
3. 前項に定める請求書および算定根拠データまたはそれらに代わるものは、一般電気事業者の送電部門または配電部門から本取引所、当該商品の買い手および売り手に、直接または本取引所を介して通知されるものとする。
4. 前条の規定に基づき、1発電所において、複数の時間前取引にて約定した電気の発電計画が登録され、第1項に規定する計量値の算定において、当該複数発電計画の仕訳が必要となった場合、仕訳の方法は登録量に比例した按分によるものとする。また、この方法により按分できない最小単位量については、本取引所がその帰属先を任意に定める。

(受渡諸費用の分担)

第114条 受け渡しにおける託送にかかる費用の負担は、発電場所から受電地点までを売り手、受電地点から電力ネットワークを通じて供給地点に至るまでを買い手の負担とする。

(渡し債務の不履行)

第115条 買い手の事由による引受けの不履行および第116条の不可抗力の場合を除き、第100条第2項の規定に基づき通知された単位毎の約定量に対して、当該受電地点毎の計量値の合計値(但し、通知された単位毎の約定量(第111条で変更された場合は、変更後の値とする。)の合計値を上限とする。)が不足する場合、売り手の渡し債務の不履行とする。

2. 前項の単位毎の約定量から受電地点毎の計量値の合計値(但し、通知された単位毎の約定量(第111条で変更された場合は、変更後の値とする。)の合計値を上限とする。)を減じた量を渡し不足量といい、第119条に定める弁済の対象とする。

(不可抗力)

第116条 次の号に定める事由により、約定した電気の全部または一部の受け渡しができなかった場合、受け渡しができなかった売り手は本取引所を通じて当該量にかかる売買代金(消費税相当額を含む。)を受け渡されなかった買い手に返還しなければならない。

- (1) 託送供給約款における給電指令の実施等により電気の使用を制限または中止される場合(但し、当該給電指令によって制限または中止によって不足する電力の補給が、一般電気事業者の定める給電指令時補給電力要綱によりなされる給電指令の実施時に限る。)
2. 前項に定める返還すべき売買代金は、本取引所が、その金額と明細を売り手および買い手の双方に確認した後、売り手に請求し、買い手に交付する。

3. 前項の請求および交付は、本取引所が第1項の事由を確認した日の属する月内に行う。

(給電指令時および天災地変等の補給電力にかかる補償)

第117条 前条第1項第1号以外の給電指令の実施等、または天災地変等(ただし、別途細則で定める基準をもとに理事会が本項の適用を認めた場合に限る。)により、売り手が電気の全部または一部の引き渡しができないため、第119条に定める賠償弁済額を支払わなければならない場合、本取引所は売り手からの申請に基づき、別途細則で定める額(以下「時間前給電指令時および天災地変等時補償金」という。)の交付の金額を決定する。

2. 本取引所は前項の決定後、遅滞なく決定内容を申請のあった売り手に通知のうえ、当該決定内容に基づき時間前給電指令時および天災地変等時補償金を交付する。

(損害賠償)

第118条 時間前取引のいずれかの当事者である取引会員に、第115条に規定する渡し債務の不履行以外の損害が発生し、当該取引会員がその損害賠償を相手方に請求しようとする場合、当該取引会員は、仲介人である本取引所に、相手方に対する損害賠償の請求を依頼することができる。

2. 前項の損害賠償については、請求のある都度、速やかに理事会において損害賠償の可否、その金額および賠償の期限等を決定する。

(渡し不足量に対する賠償弁済額)

第119条 第115条第1項の場合、売り手は、本取引所に対し同条第2項に規定する不足量について、本取引所が別途細則で定める額および手数料を支払わなければならない。

2. 本取引所は、第115条第1項の場合、買い手に対し、同条第2項に規定する不足量について、本取引所が別途細則で定める額を交付する。
3. 前二項で算出される額は消費税相当額を含むものとする。
4. 第1項の請求および第2項の交付は、第115条第1項の渡し不履行の事実を確認した日の属する月内に行う。

(近接性評価割引額等の請求および交付)

第120条 本取引所は、第100条で通知された受電地点および当該売買に紐づく買い手のエリアが別途細則で規定する組合せの場合(ただし、小売を行う事業者が別途細則で定める事業者である場合を除く。)、当該受電地点の発電する電力量を上限として、計量された発電量に別途細則で規定する値を乗じて算出された額を当該売買の買い手(但し、第94条第3項に定めるスポット取引で売った電気の発電不調による代替調達として購入した場合は、代替購入元のスポット取引の買い手とする。)に請求し、同額を当該売買の売り手に交付する。

2. 前項で算出される額は消費税相当額を含むものとする。
3. 第1項の請求および交付は、計量値の確定の日から起算して30日以内に行う。

第5目 預託金等

(預託金等)

第121条 本取引所は、時間前取引に伴い取引会員に発生した債務の弁済および損害賠償の担保として、預託金の預託を取引会員に請求することができる。

第6目 情報の開示

(通知する情報)

第122条 本取引所は、約定処理後速やかに、次号に定める時間前取引に関する情報を取引会員に通知する。

- (1) 商品毎の市場分断処理を行わない場合の約定価格と約定量。この約定価格を時間前システムプライスという。
 - (2) 商品毎の分断されたエリア名とエリア単位の約定価格、約定量。ただし、別途細則に定める条件に満たない場合は、別途細則で定める公開方法により行うものとする。
2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第7目 取引の検証

(取引の事後検証)

第123条 本取引所は、第94条第2項で入力された買い入札の理由の妥当性について、第87条で定義する目的に違反した取引であるか否かにつき、ある期間毎に検証を実施する。

2. 取引会員は、本取引所の要請に応じ前項の検証に協力しなければならない。
3. 第1項の検証の結果、目的に反する利用があった場合には、当該取引会員に対して、注意、事業者名の公表、取引停止などの措置をとる。

第5節 掲示板取引

(掲示板取引の実施方法)

第124条 本取引所の掲示板取引とは、取引会員が取引の希望条件等を自由に提示することにより、行う取引である。

2. 本取引所は、取引会員が掲示板取引を行うにあたり、取引に関する情報を掲示するための場(以下「掲示板」という。)を提供する。

(掲示する内容)

第125条 取引会員は、次の各号に掲げる掲示項目を掲示板に掲示することができる。

- (1) 取引の売買の別
- (2) 取引会員の氏名または商号若しくは名称
- (3) 取引会員の電話番号および連絡先
- (4) 取引に関わる情報を受け付ける期間
- (5) 前四号の他、取引会員が任意に掲示する取引情報

(掲示の検閲)

第126条 本取引所は、掲示板の掲示内容の検閲を行うことができ、次の各号に定める掲示禁止事由に該当すると認める場合は、当該掲示を拒むことができる。

- (1) 紛らわしい表現の取引
- (2) スポット取引または先渡取引にて取引可能な取引

(3) その他理事会が不適切と判断する取引

2. 前項の規定により、拒否された掲示についても、掲示者は第128条に規定する手数料の半分の額を支払わなければならない。

(売買契約の締結)

第127条 掲示板に掲示された取引条件等に応諾のうえ、取引を希望する者は、自己の責任において当該取引に係る情報を掲示した取引会員との間で相互に情報連絡を行い、売買契約を締結するものとする。

2. 本取引所は、当事者間で行う売買に関わる事項について、一切の責めを負わない。

(掲示手数料)

第128条 本取引所は、掲示板取引について、別途細則で定める手数料を徴収する。

2. 前項の手数料に賦課される消費税相当額は、当該手数料を負担する者が支払う。
3. 本取引所は、第1項の手数料およびこれにかかる消費税相当額について、毎月月末締めで計算書を作成し、掲示を行った取引会員に請求する。
4. 第2項の計算にあたっては、手数料を課税標準とし、税率は掲示依頼日のものとして算出した金額とする。

第3章 違約処理

(違約処理)

第129条 本取引所は、本規程に規定する事項に違反するもの、および取引会員規程第4条により理事会が認めた者を違約者とする。ただし、緊急の必要性があり、かつ、理事会を直ちに招集することが困難であるときは、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者が、違約者を認定することができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

2. 本取引所は、取引会員が違約者となった場合は、第130条および第131条の規定に基づき処理する。

(取引の停止)

第130条 本取引所は、取引会員が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引会員に通告するとともに、当該取引会員の本取引所におけるすべての取引を停止させる。ただし、本取引所が必要と認めた取引については、この限りでない。

(違約者の玉)

第131条 取引会員が約定処理開始前に違約者となった場合、当該取引会員の入札情報は取り消される。ただし、取引会員が約定処理開始後に違約者となった場合、約定処理中または約定処理済みの入札は有効とする。

第4章 雑則

(市況の報告)

第132条 本取引所の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、本取引所がこれを行うものとし、取引会員はこれに類する行為を行うことができない。

(情報の著作権)

第133条 本取引所が公表する情報の著作権は、本取引所に帰属するものとする。

(取引情報の機密保持)

第134条 次の各号に掲げる情報は、取引会員間に限定し、取引会員は、取引会員外に開示または漏洩してはならない。

- (1) スポット取引における第51条に基づき通知する情報
 - (2) 先渡取引における他取引会員の入札状況および第68条および第86条に基づき通知する情報
 - (3) 時間前取引における第122条に基づき通知する情報
 - (4) 先渡掲示板取引における掲示情報
2. 次の各号に掲げる情報は、情報を得たまたは通知された取引会員に限定し、当該取引会員は、第三者に開示または漏洩してはならない。
- (1) 先渡掲示板取引において、第127条に規定される情報連絡等掲示者との交渉で知り得た情報
 - (2) スポット取引における計量において第39条第3項に基づき通知された他者の計量値
 - (3) 時間前取引における計量において第113条第3項に基づき通知された他者の計量値
3. 前二項の規定は、次の各号に定める情報等については適用しない。
- (1) 本取引所がすでに公開したもの
4. 第1項および第2項にかかわらず、取引に関し第三者より委託を受けた取引会員は、委託元である第三者に対してのみ、当該委託取引に係る次に掲げる情報に限り、開示することができる。
- 委託された受渡期間および受渡場所の属するエリアにおける第1項第1号および第2号の情報、および委託された受渡期間における第51条第1項第1号に規定する情報
5. 前項に基づき開示する場合、取引会員は開示先に対し、第三者に開示または漏洩させてはならない。

(掲示事項)

第135条 本取引所は、次に掲げる事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

- (1) 取引会員規程、業務規程(業務規程細則等業務規程を補足する規程等を含む。)、市場取引監視委員会規程、市場取引検証特別委員会規程および紛争処理規程
 - (2) 取引会員の加入、脱退に関する事項
 - (3) 取引会員の氏名または商号もしくは名称の決定または変更
 - (4) 取引会員に取引会員規程第23条に規定する過怠金が課せられたとき、その事実と金額
 - (5) 取引の差止めまたは制限もしくはその解除
 - (6) 取引会員の除名
 - (7) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止
 - (8) 取引の制限等又はその制限等の変更
 - (9) 前各号の他、理事会において必要と認める事項
2. 前項各号の掲示期間は、第1号は当該規程が廃止されるまでの間、第2号および第3号は6カ月間、第4号ないし第6号は1カ月間、第7号および第8号はその目的の終了までの間、第9号については理事会が都度定める。

3. 第1項の掲示があった後は、これらの掲示事項は既知の事実とする。

(天災地変等の場合の特別措置)

第136条 本取引所は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由により、取引会員が本取引所の取引市場における取引の履行をすることが不可能または著しく困難であると認めるときは、理事会の決議により、次に掲げる特別の措置をとることができる。

- (1) 本規程に規定する売買代金の授受の日時を変更すること
- (2) 本規程に規定する求償預託金ならびに決済預託金の授受の日時を変更すること
- (3) 前二号に掲げる措置に付随する事項について適宜の措置を講ずること

2. 取引会員は、前項の規定により行う本取引所の措置に対して、異議を申し立てることができない。

(システム障害の特例措置)

第137条 本取引所は、取引システムおよび受渡システムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行うこととするが、次に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。

- (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による取引注文の執行、金銭の授受、その他諸手続等の遅延または不能により生じた損害
- (2) 通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵によるデータ伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合によって生じた損害
- (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じた取引システムの中断、遅滞、中止、データの消失等の損害
- (4) 取引システムにログインするためのユーザアカウントまたはログインパスワードの漏洩、盗難等によって悪意の第三者が取引会員を装い行った取引によって生じた損害
- (5) その他本取引所の責めに帰すことができない事由により生じた損害

2. 取引会員が所有する通信回線、通信機器またはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵が発生した場合、取引会員が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、本取引所はその原因を調査する義務または解決するための義務を負わないものとする。

(本取引所の免責)

第138条 本取引所は、本取引所の責めに帰すべき事由により、取引会員および取引会員の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。

2. 前項の損害において、間接的損害については、本取引所は免責とする。

(臨機の処置)

第139条 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本規程の趣旨に準じて理事会がこれを定める。ただし、緊急の必要性がある場合は、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者が臨機の処置を行うことができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

(改定)

第140条 本規程は、法令の変更、電力系統利用協議会が定める諸規則等の系統利用制度の変更、一般電気事業者が定める諸規則の変更または本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。

2. 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

付則

第1条 削除

第2条 平成21年7月10日の改定は、平成21年9月1日受渡分から適用する。

第3条 第2章第4節第1款に定める時間前取引は、平成21年9月24日より入札の受付を開始し、平成21年9月28日を最初の約定処理日とする。

制定 平成17年1月31日

改定 平成21年3月6日

平成21年7月10日